

【医療機関等の皆様へ】

福祉医療費助成制度に係る取扱いの一部変更のお知らせ

老人医療費助成制度が終了します。

平成22年7月31日をもって、老人医療費助成制度が終了します。このことに伴い、老人医療費受給資格証(下記見本)は、使用できなくなります。
 平成22年7月31日診療分までの月遅れレセプト分につきましては、従来通り自己負担明細書の作成をお願いします。
 平成22年8月1日以降に老人医療費受給資格証をお持ちの方が来られた場合は、発行元の市町村へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

見本

老 老人医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名及び印	
交付年月日	年 月 日
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。	

名称	老人医療費受給資格証
公費番号	41
有効期限	平成22年7月診療分まで

8月診療分から受給資格証が増えます。

市町村が単独で、対象を拡大している医療について、自動償還の手続にのせるため、新たな資格証を発行します。
 福祉医療自己負担額支払明細書の作成をお願いします。

見本

単 子ども医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発行機関名及び印	
交付年月日	年 月 日
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。	

就学以後の子どもについて、左記の受給資格証が使用されます。

0歳から就学前の受給資格証(乳幼児医療費受給資格証)は変更ありません。

区分	県基準	単独
	~就学前	就学後
名称	乳幼児医療費受給資格証	子ども医療費受給資格証
公費番号	71	
受給者証色	白	黄

8月診より明日香村、1月診より斑鳩町が使用開始予定です。

【医療機関等の皆様へ】

平成22年度中に福祉医療自己負担額支払明細書を電子化する予定です。

福祉医療の報告で使用していただいている「福祉医療自己負担額支払明細書」については、現在紙ベースで作成いただいているところです。
従来通りの紙ベースによる提出のほか、CDやFD等磁気媒体による提出を検討しています。磁気媒体による提出に係るスケジュールは、次のとおりです。

今年度のスケジュール(予定)

- 7月 医療機関等への周知
- 8月 仕様書提示
- 8月 確認試験
- 10月 電子媒体による受付開始

レセプトへの「福祉医療」取扱表示の変更のお願いとお知らせです。

奈良県福祉医療の識別のため、社保分については、レセプトの右上または摘要欄に「奈福」表示をお願いしてきただけですが、レセプトの電子化の進展を踏まえ、レセプトを電子化している医療機関等については、表示場所を摘要欄に一本化し、表記を「奈良県福祉医療」としていただくようお願いいたします。

レセプト電算処理システムのコメントレコードの記録方法

C0,01,1,810000001,「奈良県福祉医療」

上記の記録を、傷病名レコードの次にある摘要情報の先頭に記録していただきますようお願いいたします。

記載例

社保分について
レセプトを電子化しない医療機関等については、従来どおりの右上「奈福」で結構です。

柔整

国保分

ここへ「29」表示

社保分

ここへ「奈良県福祉医療」表示